慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	なぜEU法を学ぶべきか：入門編
Sub Title	Introduction to the study of EU Law
Author	Edward, David, Sir(Hatogai, Mari) 鳩貝, 真理
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2013
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.27 (2013. 10) ,p.257- 274
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	翻訳
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20131025-0257

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

翻訳

なぜEU法を学ぶべきか ―入門編―[1)2)]

サー・デイビッド・エドワード[3)]
鳩　貝　真　理／訳

本講演で扱うテーマ
1914年以前のヨーロッパ
1919年から1939年までのヨーロッパ
1945年から1950年までのヨーロッパ
シューマン宣言――1950年５月９日
EEC条約（ローマ条約）
マーストリヒト条約（EUの条約）（1992年）
リスボン条約（2007年）
今日のEU
機関
欧州理事会
欧州議会
閣僚理事会
コミッション：組織
コミッション：任務

1）2013年４月６日（土）午後２時30分より慶應義塾大学（三田キャンパス）において行われたサー・デイビッド・エドワード教授による講演「なぜEU法を学ぶべきか―入門編―Introduction to the study of EU law」（慶應法科大学院YKK寄付講座主催、ジャン・モネEU研究センター（慶應義塾大学）・慶應EU研究会共催）。
2）訳語の使用については、庄司克宏著『新EU法　基礎篇』岩波書店、2013年６月刊行を参照した。
3）元欧州司法裁判所判事、エディンバラ大学名誉教授。

翻訳（エドワード／鳩貝）

EU司法裁判所
EU法の性質及び法源
原則
差別禁止及びEU市民権
域内市場
物の自由移動
人の自由移動
サービスの自由移動・資本の自由移動
自由移動の例外
競争法
EU法の執行
その他の権限

法務研究科委員長、庄司教授、どうもありがとうございます。慶應義塾大学では、田中俊郎教授[4)]のご尽力のもと早くからEU研究が進められており、また庄司教授もそれを成功裏に引き継がれています。そのような慶應義塾大学で講演できることを大変光栄に思っております。本講演では、なぜEU法を学ぶべきかというEU法の入門編についてお話しします。

本講演で扱うテーマ

本講演では以下のテーマを扱います。まず、EUの起源からお話しします。ヨーロッパでは、歴史という目に見えないゲストが全てのテーブルに着いていると言われていますが、なぜEUが存在するのかを理解するためには、EUの歴史を理解することが大変重要となります。次に、EUを設立した様々な条約やEUにかかわる機関についても簡単にご説明します。続いて、EU法の性質ならびに法源、及び条約の主な規定についてお話しします。条約の主な規定としては、一般原則、差別禁止及びEU市民権、域内市場、そして競争法の規定といったものがあります。その後に、EU法がどのように執行されるのかについて、最後に、EU及びEUの機関が有するその他の権限についても、お話ししま

4）現・法学部名誉教授。

す。

1914年以前のヨーロッパ

では、まず歴史から始めましょう。今から約100年前、1914年以前の時点において、ヨーロッパの国家間では数多くの戦争が行われており、ドイツ・フランス間には永年にわたる対立があったということを記憶にとどめておく必要があります。当時、西ヨーロッパは独立国家によって形成されていましたが、中央・東ヨーロッパは、ドイツ帝国、オーストリア・ハンガリー帝国、ロシア帝国、そしてトルコ、いわゆるオスマン帝国という４つの帝国によって支配されていました。そして、1914年、このような大国の敵対関係が第一次世界大戦に至り、大戦は1918年まで５年間続きました。

私の後ろに出ている地図をご覧ください（訳者注：たとえば、http://www.geocities.jp/europiap/で1914年参照）。これが当時のヨーロッパです。左側には独立した国家があるのに対し、右側には、ロシア帝国、ドイツ帝国、オーストリア・ハンガリー帝国、そしてオスマン帝国があります。

1919年から1939年までのヨーロッパ

では、第一次世界大戦の終結から20年間の経緯についてみていきます。まず、ロシア革命により、ロシア帝国は終焉を迎えました。また、大戦の結果、ドイツ・オーストリア帝国は解体し、オスマン帝国はヨーロッパから追い出されました。それらの結果、中央・東ヨーロッパには現在あるような新たな国家が作られました。しかし、大戦のもたらしたさらなる影響としては、ヨーロッパ経済の破綻、そして、ドイツやイタリアのような諸国における独裁者の誕生が挙げられます。このような独裁者の台頭によって、1939年から45年までの第二次世界大戦が引き起こされたのです。

後ろの地図をご覧ください（訳者注：たとえば、http://www.geocities.jp/

europiap/で1920年参照）。右の方には新たに成立した国家が示されています。一方、ドイツは大国のままです。

1945年から1950年までのヨーロッパ

大戦によりドイツが崩壊し、ヨーロッパ経済は再び破綻することとなりました。

また、ソ連の台頭によって鉄のカーテンが降ろされ、それによってヨーロッパは分断されました。

この地図でご覧いただけますように（訳者注：たとえば、http://www.geocities.jp/europiap/で1945年参照）、この地図の右側の諸国は、全面的あるいは相当程度、当時のソ連の支配下にありました。一方、本講演の主な対象はこの地図の左側の諸国です。これらの諸国が、やがてECや後のEUを形成することになります。

では、話を戻しましょう。当時これらの諸国は、軍事面でも経済面でも弱点を抱えていました。このうち経済的な弱点については２つの特徴がありました。それは、第一に、ヨーロッパでは商業面で反競争的な慣行が蔓延していたこと、第二に、ヨーロッパ諸国における資源、特に石炭や鉄鋼に対するアクセスが不平等なものであったことです。ただ、この時期のヨーロッパで特徴的だったのは、完全に破綻していたドイツ経済が再生を遂げたということです。しかも、ドイツは米国法をモデルとする競争法を導入しました。

シューマン宣言――1950年５月９日

さて、1950年５月９日に出されたシューマン宣言について知ることは非常に重要です。フランスの外相だったロベール・シューマンが1950年に提案したこのプランは、今もなおEUにとって本質的なものといえます。このシューマン宣言の文言の中から、いくつかの言葉を引用したいと思います。まず、重要な

ものとして、「ヨーロッパは一つのプランによって成るものではなく、また一日にして成るものでもない。何よりもまず真の連帯を生み出す現実の成果という具体的な業績の積み重ねによって建設されるのである」[5] というものがあります。さらに、シューマンは歴史についても、「ヨーロッパを統合するためには、仏独の永年にわたる対立を払拭する必要がある。したがって、いかなる措置も、まず何よりこの両国に関わるものでなければならない」と述べています。このように、EUを理解するためには、EUはそもそも仏独の和解についてのものであったということを常に頭に留めておく必要があるのです。

また、シューマンは、実際的なプランを示しています。かかる目的のもと、仏独の石炭と鉄鋼の生産に代えて、他のヨーロッパ諸国が自由に参加できる組織枠組みの中で、両国の石炭と鉄鋼を共同の機関の下に管理することを、フランス政府は提案したのです。このような中で、以下の３つの共同体が成立致しました。まず、1951年に成立した欧州石炭鉄鋼共同体、次に、1957年に成立した欧州経済共同体、そして、1957年に成立した欧州原子力共同体です。このうち、本講演に最も関係するのが、この２つ目の欧州経済共同体です。ここで、EC、現在のEUの本質的な特徴として、これらの共同体は、共通のルール（Common rules）、そして共通の機関（Common institutions）に基づいているということが挙げられます。

EEC条約（ローマ条約）

では、ローマ条約として知られているEEC条約についてお話しします。EEC条約は共通のルールを定めました。このうち最も重要なのが、今は域内市場して知られている共同市場の設立です。この共同市場を実現するために、様々な措置が規定されました。それはまず、域内における全ての関税障壁の撤廃と、対外的な共通域外関税の採用です。

5）庄司克宏前掲、13頁参照。

次に、共同体の域内における４つの自由移動、すなわち、物の自由移動、人の自由移動、サービスの自由移動、そして資本の自由移動です。このような利点を支えるべく、経済的な観点から、競争に係るルールや職場における男女の平等な扱いについてもルールが作られました。というのも、いくつかの国では男女を平等に扱っていなかったために、それが競争の妨げになっていたからです。

次に、共通の機関についてお話しします。これには、政治的な機関（Political institutions）と、私が統制の機関（Control institutions）と呼ぶ機関との２種類があります。政治的な機関は今も機能しているもので、３つあります。それは、市民を代表する欧州議会、政府を代表する閣僚理事会、そして独立した行政機関ともいうべきコミッションの３つです。

一方、統制の機関としては、司法面を統制する司法裁判所と、財政面を統制する欧州会計検査院があります。

マーストリヒト条約（EUの条約）（1992年）

さて、本講演では多くの歴史を割愛しなければならないのですが、続いて重要となるのが、1992年に署名されたマーストリヒト条約です。この条約はオランダのマーストリヒトで署名、発効されたのでこのような名称となっていますが、EUについての条約です。

この条約で、EUは「三本柱」で支えられることになりました。第一の柱がECであり、第二の柱が共通外交・安全保障政策（CFSP）、そして第三の柱が司法内務協力（JHA）です。

第一の柱たるECは、1957年の欧州経済共同体条約（EEC条約）によって創設されたものですが、マーストリヒト条約により２つの重要なことが加わることになりました。第一に、経済通貨同盟（EMU）の設立です。これにより、単一通貨であるユーロが新たに創設されました。ユーロに向けた取り組みは1999年に、その流通は2002年に始まりました。第二に、EU市民権という概念が新

設されました。

第二の柱は、共通外交・安全保障政策です。そして第三の柱として、特に刑事事件の警察・司法協力について司法内務協力という共同の制度が創設されました。

最後に、マーストリヒト条約に欧州理事会（European Council）と呼ばれる機関が新たに規定されました[6)]。これは、国家元首または政府の長が参加するものです。なぜ国家元首かといえば、フランスの場合は大統領がいるからであり、他の国については政府の長です。

リスボン条約（2007年）

さらにより最近の動きとして、2007年に署名されたリスボン条約があります。これにより、異なる制度の条約ができました。リスボン条約で作られた３つの要素のうち、まず１つ目が、TEUとして知られるEU条約です。EU条約は、総則的規定と原則を定めるものです。

２つ目の要素が、EU機能条約（TFEU）であり、ここでは各則的な規定がおかれています。そして、３つ目の要素として、2000年に採択されたEU基本権憲章が一連の条約体系の中に組み込まれることになりました。基本権憲章は、基本条約とは別個の文書であるものの、リスボン条約によって、基本条約と同一の法的価値を有することが明らかにされています。

今日のEU

さて、現在のEUは、どのように構成されているでしょうか。EUの加盟国は現在27か国ですが、2013年７月１日からはクロアチアが加って28か国となりま

6）欧州理事会は、政府間機関として単一欧州議定書（1986年署名）によりすでに設置されていた。

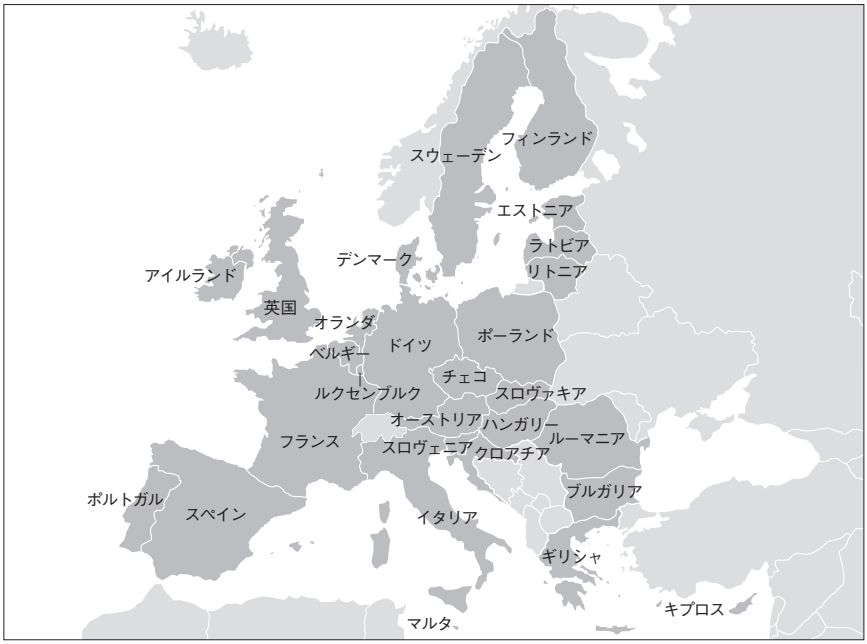

（出所：http://eumag.jp/eufacts/member_countries/）

す。

また、3か国の「加盟交渉国」というものがあります。これは、EUへの加盟申請を行っており、それがEUによって真剣に検討されている諸国を指します。

そして、3か国の「加盟候補国」というものがあります。これは、EUへの加盟申請はしているものの、その申請が現段階では優先事項とされていない諸国のことです。

さらに、詳しくは申し上げられませんが、欧州経済領域も重要ですので覚えておいていただければと思います。これは27のEUの加盟国に3か国を加えて形成されています。その3か国は、EUの加盟国ではないものの、EUと長年の関係を有する国々です。すなわち、ノルウェー、アイスランド、そしてヨーロッパの中央に位置する非常に小さいけれどもバンキングセンターとして重要

な公国であるリヒテンシュタインです。EUとこれらの３か国との間には、欧州経済領域を設置するための協定が結ばれています。

現在のEUはこのように見えます（訳者注：たとえば、左記地図参照。現加盟国には国名が示されている。クロアチアは、2013年７月１日加盟した）。なお、アイスランド、ノルウェー、リヒテンシュタインは、EUと一緒になって欧州経済領域（EEA）を形成しています。そして、旧ユーゴスラビアのうちその他の国は現在加盟国ではありませんが、このうちマケドニアは加盟候補国です[7)]。なお、トルコは加盟交渉国です[8)]。

機関

さて、それでは機関についてお話ししましょう。先ほど申し上げましたように、これらには政治の機関、司法の機関、そして財政の機関があります。

まず、政治の機関としては、国家元首及び政府の長によって構成される欧州理事会、欧州議会、閣僚理事会、そしてコミッション（European Commission）があります。司法の機関としては、司法裁判所ならびに一般裁判所があります。最後に、重要な２つの財政の機関、すなわち欧州中央銀行ならびに会計監査院があります。他にも機構・機関はありますが、本講演では割愛します。

欧州理事会

欧州理事会の構成員は、どのようなものでしょうか。まず、大統領に相当する職として、常任議長がいます。任期は２年半です。この常任議長と、27の加盟国の首脳及びコミッションの委員長が欧州理事会の構成員です。

7）モンテネグロはすでに加盟交渉国であり、また、加盟候補国のセルビアについては2014年から加盟交渉が開始される予定である。

8）アイスランドも加盟交渉国であるが、アイスランドは政権交代により加盟交渉を中断している。

欧州理事会の任務は、EUにかかわる一般的な政治的方針及び優先順位を定めることにあり、立法的権能は行使しません。

欧州議会

続いて、欧州議会です。欧州議会は、750名の議員によって構成されています。議席数は厳密とはいえないまでも、加盟国の人口に比例して配分されています。任期は５年です。

欧州議会の任務は、各国議会の任務と比して広範ではありません。しかし重要なこととして、まず、欧州議会は理事会と共同で立法し、また理事会と共同で予算を決定します。また、政治機関について政治的コントロールをします。また、コミッションの委員長を選任する権能を有することも今日では大変重要です。

閣僚理事会

それでは、閣僚理事会です。閣僚理事会の構成員は各加盟国の閣僚です。条約は、閣僚理事会での彼らの議決権行使が、その加盟国政府を拘束するようでなければならないと規定しています[9)]。

閣僚理事会の任務ですが、これは先ほど欧州議会についてお話ししたことを思い出していただきたいのですが、欧州議会と共同で立法し、同様に欧州議会と共同で予算を決定し、そのコントロールを行います。また、政策を決定したり、調整したりします。

では、閣僚理事会はどのように意思決定をするのでしょうか。理事会は、別段の規定がある場合を除き、特定多数決により議決を行います。この点は後ほどまたお話しします。別段の規定がある場合といたしましては、たとえば、全

9）EU条約第16条２項。

会一致による議決が行われる場合[10]や、単純多数決による議決が行われる場合[11]があります。

では、特定多数決とはどのようなものでしょうか。現時点のルールは非常に複雑なのですが、来年以降はより簡潔になりますので、それだけ覚えていただけたらと思います。2014年以降の特定多数決は、まず、加盟国数のうち55％以上の国によって支持された場合、すなわち、今年の７月以降、加盟国は28か国となるので、16か国以上の閣僚の支持を得る必要があります。それに加えて、EU人口の65％以上を代表して支持を集める必要があります。なぜ人口の65％以上が支持しなければならないのかと申しますと、たとえばドイツのように9000万人もいるような大国もあれば、人口が50万人に満たない小さな国家もあるからです。このように、特定多数決は、加盟国数の55％以上、かつ、EU人口の65％以上ということになります。

また、閣僚理事会が、独自に事務総局（Secretariat）を設置していることも知っていただけたらと思います。そこには、様々な分野のEUの業務にかかわる専門家である公務員が数多くいます。

コミッション：組織

では次に、コミッションについて理解していただけたらと思います。まず、コミッションの組織についてですが、各加盟国から委員が１名ずつ選出されます。

コミッションの委員長は欧州議会によって選出されます。また他の委員も、すなわち、委員長を出した国を除く26か国、今年の７月からは27か国の委員も、委員長とともに欧州議会の同意を受ける必要があります。ここで、各加盟国が提示した自国を代表する委員が議会で同意を受けることは大変重要です。

10）EU機能条約第238条４項。
11）EU機能条約第238条１項。

と申しますのも、昨今では、加盟国が提示した委員が欧州議会によって承認されないというケースも見受けられるからです。

コミッションを補佐するため、各委員の下に総局が、さらにこの総局の下により小さな部局が設けられています。ここには数多くの公務員がいます。

議員のうち１名は、EU外務・安全保障上級代表という職に選ばれます。このEU外務・安全保障上級代表を支えることになるのが、EUの外務省的存在である欧州対外行動庁です。

コミッション：任務

コミッションの任務のうち、ここでは５つの任務を選びました。第一に、最も重要なのが条約の適用の確保、そして第二に、EU法、特に競争法の適用の監督です。第三に、予算の執行です。前述のように、予算を決定するのは欧州議会と理事会ですが、その適切な使途を確保するのがコミッションなのです。第四に、EUが策定した様々なプログラムの運用・管理、第五に、調整的・執行的及び管理的任務です。このように、コミッションは、EUの官僚的な役割を果たしています。

EU司法裁判所

それでは、私の所属していたEU司法裁判所に話を移しましょう。

まずその構造と構成員についてお話しします。司法裁判所は、１加盟国につき１名の裁判官、及び、各事件について独立した立場で意見を述べる８名のアヴォカジェネラルによって構成されています。

もう１つは、以前は第一審裁判所と呼ばれていた総合裁判所であり、１加盟国につき１名の裁判官によって構成されます。

EU司法裁判所の機能について、条約は、「両条約の解釈及び適用において法の遵守を確保する」と規定しています[12)]。しかし、ここでいう「法」が何を

指すのかについて条約は規定していないため、そのことについてみていきましょう。

EU法の性質及び法源

では、EU法の性質とは、そしてEU法の法源とは何なのでしょうか。

第一に、初期のEU司法裁判所の主要な判例が、EU法は、国内法とも国際法とも異なる「新たな法秩序」を創設したと述べていることが注目されます。

第二に、重要な原則として、EU法の優越性（Primacy）として知られる原則があります。これは、EU法が加盟国の国内法に優越することを意味します。

次に、両条約及び基本権憲章の条項が、更なる立法措置をとらずに加盟国において適用されるという、「直接効果」を持ちうるということもポイントです。

これらの条約に加えて、機関による立法もあります。規則は、加盟国の国内法となるのに更なる国内立法を必要とせず、直接適用可能なものです。指令は、通常加盟国によって国内実施される必要があります。このような、両条約、基本権憲章及び機関による立法は、いわば成文の法源であり、EU法の法典に相当するものといってもよいでしょう。

さらに、EU法においては、全ての法体系に共通する法の一般原則というものが認められています。その一例が、正義の原則（the principle of Justice）です。

そして、今日のEU法の法源として非常に重要なのが、EU司法裁判所の判例法です。条約や憲章は、EU法の多くの事実について詳細を規定していないため、EU司法裁判所における判例法が非常に重要となるのです。

また、EU司法裁判所は、欧州人権裁判所の判例法や国際法の定めやEU加盟国の憲法についても、EU法の法源として参照しています。

12）EU条約第19条１項（庄司克宏前掲、202頁）。

原則

では、条約について話を戻しましょう。条約はいくつかの原則を規定しています。第一に、加盟国の誠実協力原則であり、「連合及び加盟国は、両条約から生じる任務を遂行するに際し、相互に尊重し、かつ、支援する。」と規定されています[13)]。

次に、リスボン条約によって導入された個別授権原則というものがあります。個別授権原則とは、「EUが基本条約に定められた諸目的を達成するために加盟国により付与された権限の限界内でのみ行動することを意味」します[14)]。そして、個別授権原則に従ってEUに付与されている権限には、EUのみが立法権限を有する排他的権限と、EUが立法権限を有するが加盟国も立法権限を維持するという共有権限というものがあります。ここで重要なのは、これらの権限が加盟国により付与されているという点です。

続いて、補完性原則と比例性原則という原則があります。補完性原則は、EUと加盟国の権限がともに存在するときで、提案されている行動の目的が加盟国により十分に達成できない場合、あるいは、EUレベルの方がよりよく達成できる場合にのみ連合は権限を行使できる、というものです[15)]。

最後に、比例性原則があります。これは、連合の行動は両条約の目的を達成するために必要な限度を超えてはならない、というものです[16)]。

差別禁止及びEU市民権

では、差別禁止、そしてEU市民権についてお話ししましょう。

13）EU条約第４条３項（庄司克宏前掲、226頁）。
14）EU条約第５条２項（庄司克宏前掲、30頁）。
15）EU条約第５条３項（庄司克宏前掲、36頁参照）。
16）EU条約第５条４項（庄司克宏前掲、39頁）。

当初からあった最も重要な規定として、国籍による差別の禁止というものがあります。加盟国は、他の加盟国からきた市民を加盟国籍に基づいて差別してはなりません。また、現在では、特にEU基本権憲章によって、平等原則が規定されています。性別や年齢などに基づく差別が禁止されているのです。

次に、EU市民権について申し上げます。加盟国国籍を有する者は全てEU市民権を有します。EU市民権の内容として、加盟国の領域内を自由に移動し居住する権利があります。ここで、権利という言葉を強調したいと思います。この権利に条件ないし制約を課すのは、それが条約または法律によって定められた場合に限られます。

域内市場

前述のように、域内市場は4つの自由移動に基づいています。それは物、人、サービス、資本の自由移動です。このうち、人の自由移動に関して、条約は自然人と法人とを同等に扱っています。自然人とは、皆様や私のような人間のことであり、法人とは、会社や法人格を有するその他の存在のことです。

物の自由移動

物の自由移動ですが、これは関税同盟であることに基づいています。EU域内には関税障壁がない一方、対外的には共通の関税が課されます。すなわち、ある物がEUに入ってくる場合、ある加盟国で輸入手続きを受ける際に一度関税がかかりますが、いったんEU域内に入った物は、それ以降EU域内において自由に流通しなければならないのです。

物の自由移動についてもう一点重要なのは、加盟国間の物の輸出入に関する非関税障壁の撤廃です。非関税障壁についてもう少しお話ししましょう。まず、他の加盟国からの持ち込まれた物について、直接的差別をしてはなりません。たとえば、輸入品の量に数量制限を課したり、輸入品に国産品よりも高い

税率を課したりしてはなりません。また、間接的差別も禁止されます。たとえば、商品のラベルや包装について、輸入品より国産品に有利な定めをしてはなりません。このようなことは、数量制限と「同等の効果を有する措置」とされています。すなわち、ラベルや包装について間接的差別と申し上げましたが、直接的差別と同等の効果を有する差別行為とされているのです。

人の自由移動

人の自由な移動としては、労働者の自由移動や、たとえば、医師、弁護士、芸術家、職人等自営業者の自由移動があります。また、人が従業員として移動する自由に加えて、人の自由移動には２つの側面があります。１つ目は、開業の自由、すなわち、他の加盟国において継続的に事業を営む権利です。もう１つは、サービスを提供ないし受領する権利、すなわち、他の加盟国において不定期あるいは一時的に経済的な活動をする権利です。

サービスの自由移動・資本の自由移動

最後に、サービスの自由移動と資本の自由移動です。サービスの自由移動とは、人の物理的な移動を必要としないサービスの自由です。たとえばインターネットのサービスなどがこれにあたります。おそらく、それ以外の形態のサービスについては、人の移動が物理的に必要になってくると思いますが、いずれにしても、人が自由に移動するのと同様に、サービスも自由に移動できるのです。

資本の自由移動としては、支払いを含む資金の自由移動、他の加盟国に預金する自由、そして、他の加盟国に投資する自由といったものがあります。

自由移動の例外

さて、自由移動に関して、いつくかの例外が定められています。例外とされるためには、第一に、それが正当な公益目的のためのものでなければなりません。第二に、目的を達成するために客観的に必要なものでなければなりません。最後に、それは比例するものでなければなりません。すなわち、目的を達成するために必要とされる以上に制約したり義務を課したりしてはならないのです。

競争法

さて、今朝お話しした競争法については、基本的に２種類のものがあります

まず、事業者に適用されるルールについて、事業者間の反競争的な協定及び協調的な行為は禁止されます。これは適用免除を受ける可能性があります。一方、支配的地位の濫用の禁止については、適用免除の規定がありません。

さて、競争に関するもう１つのルールですが、それは国家や国営事業体（State entities）についてのルールです。これは、国営事業体を優先する国家援助（State Aids）を、禁止あるいは制限するというものです。

EU法の執行

ではEU法はどのように執行されているのでしょうか。

第一に、EU法は加盟国自身によって執行されています。加盟国の政府や裁判所によって執行されているのです。加盟国の裁判所は、法律問題についてEU司法裁判所に先決判決を求めることもあります。

また、EU法は、コミッションによっても執行されています。コミッションは、指令を出したり、また多くは競争法違反の場合ですが、制裁金を課したりして、EU法を執行しているのです。

さらに、EU司法裁判所が直接的にかかわることもあります。それは、これから申し上げる４種類の訴訟がEU司法裁判所に持ち込まれた場合です。すなわち、第一に、コミッションが加盟国に対して訴訟を提起する場合、もう１つは、加盟国がEUの機関に対して訴訟を提起する場合、もう１つは、EUの機関同士の訴訟、最後に、直接的・個別的に影響を受けた個人がEUの機関に対して訴訟を提起する場合です。４つ目の場合に関するシンプルな例としては、競争法違反を理由にコミッションから制裁金を課された企業が、それを争って訴えを提起する場合です。

その他の権限

最後に、EUの有するその他の権限についてお話ししたいと思います。

それは、経済・通貨政策、雇用・社会政策、教育・研究、そして、産業及び、私が欧州横断ネットワークと呼ぶ、国境を越える高速道路や鉄道や有線通信についての権限です。また、現代社会で非常に重要になってきているのが、国境の管理や、難民・移民についての権限です。さらに、司法・警察協力も挙げられます。

最後に、対外的な行動にかかわる権限です。これには、WTOのような機関において非常に重要となる共通商業政策と、開発協力や人道支援とがあります。この開発協力というのは、主に第三世界の開発協力にかかわるもので、人道支援というのは、第三世界ないしはそれ以外でも災害が発生した場合等になされる支援を指します。

以上が、本講演でお話ししたかったことです。EU法の範囲やなぜEU法が存在するのかということ、そしてEU法について知っておくべきことなどについて、私の講演から何かしら感じとっていただけましたら幸いです。今日の午後お話ししたことを理解していただけたら、少なくともEU法を理解するためのフレームワークを持っていただけたのではないかと思います。